

林産物の出荷制限指示について <野生きのこ：仙台市>

平成26年9月24日付けで原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づき，原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から宮城県に対し，下記品目について出荷制限指示が出されました。

今回の指示に基づき，関係市及び市場等流通関係者に対し，出荷を行わないよう改めて要請しました。

また，基準値を超える生産物が流通しないよう，引き続き出荷前の検査を徹底します。

市町村	品目	採取年月日	測定年月日	公表年月日	測定値 (Bq/kg)	基準値
仙台市	野生きのこ (こうたけ)	H26. 9. 18	H26. 9. 22	H26. 9. 22	210	100
仙台市	野生きのこ (うらべにほていしめじ)	H26. 9. 19	H26. 9. 22	H26. 9. 22	130	

注) 仙台市に対しては，公表の日に出荷自粛を要請しています。

【生産量及び生産者数】

市町村	品目	生産量	県内シェア	生産者数	主な出荷
仙台市	野生きのこ (こうたけ)	—	—	—	直売所
仙台市	野生きのこ (うらべにほていしめじ)	—	—	—	直売所

※天然物を採取し，自家用や直売所で販売するため，生産量の把握は困難。